

【報告事項】

くろまぐろの追加配分及び期別繰越について

千葉県資源管理方針の八4(3)イ、ウ及び八5(3)イの規定により、令和7管理年度の配分量を変更したので報告します。

1 くろまぐろ(小型魚)(30kg未満) (単位:トン)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	配分量 (変更前)	当初配分比率	大臣融通による 追加配分量 1月16日	変更後 配分量 【①+③】	県留保による 追加配分量 2月16日	他県融通による 追加配分量 2月16日	変更後 配分量 【④+⑤+⑥】
漁船漁業等	79.0	77.67%	2.4	81.4	1.2	1.3	83.9
銚子・九十九里地区	21.1	20.78%	0.6	21.7	0.3	0.4	22.4
夷隅地区	38.6	37.86%	1.2	39.8	0.6	0.6	41.0
安房地区	19.3	19.03%	0.6	19.9	0.3	0.3	20.5
定置漁業	22.8	22.33%	0.7	23.5	0.4	0.4	24.3
県留保	2.0	—	0.0	2.0	▲1.6	0.0	0.4
合計	103.8	100%	3.1	106.9	—	1.7	108.6

	追加配分及び期別繰越後の期間別割当量 (漁業の種類別・地区別)			
	1期	2期	3期	4期
	R7.4~6	R7.7~9	R7.10~12	R8.1~3
漁船漁業等	6.9	0.0	14.5	62.5
銚子・九十九里地区	6.7	0.0	7.7	8.0
夷隅地区	0.0	0.0	4.8	36.2
安房地区	0.2	0.0	2.0	18.3
定置漁業	24.3			

各期終了後、翌期へ繰越を実施

	⑧	⑨
	漁獲実績(概数) 【R8.3.10現在】	消化率 【⑧/⑦×100】
漁船漁業等	70.9	85%
銚子・九十九里地区	15.1	67%
夷隅地区	37.3	91%
安房地区	18.6	91%
定置漁業	22.0	91%
県留保	—	—
合計	92.9	86%

2 くろまぐろ(大型魚)(30kg以上) (単位:トン)

	①	②	③	④
	配分量 (変更前)	当初配分比率	県留保による 追加配分量 1月16日	変更後 配分量 【①+③】
漁船漁業等	76.6	91.84%	2.8	79.4
定置漁業	6.8	8.16%	0.2	7.0
県留保	4.0	—	▲3.0	1.0
合計	87.4	100%	—	87.4

	県留保追加配分及び期別繰越後の期間別割当量 (漁業の種類別)			
	1期	2期	3期	4期
	R7.4~6	R7.7~9	R7.10~12	R8.1~3
漁船漁業等	8.6	0.0	11.9	58.9
定置漁業	7.0			

各期終了後、翌期へ繰越を実施

	⑧	⑨
	漁獲実績(概数) 【R8.3.10現在】	消化率 【⑧/④×100】
漁船漁業等	54.0	68%
定置漁業	6.4	91%
県留保	—	—
合計	60.4	69%

千葉県資源管理方針の八 4 (3) 抜粋

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 2 トンを本県の留保とし、残りを平成 23 年から平成 27 年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別及び地区別の知事管理区分に按分する。

イ 期間別の知事管理漁獲可能量のうち期間内に消化されなかった数量は、本県の留保とし、当該留保は原則として獲り残した漁業の種類別及び地区別の翌期の知事管理区分に配分する。

当初の留保のうち、おおむね 1.6 トンは、原則として、1 月以降において、漁業の種類別及び地区別の知事管理漁獲可能量の 9 割を超えるおそれがあると認める時点で、アに規定する配分比率に応じて配分する。

留保を配分するときは、それぞれの知事管理漁獲可能量を変更するとともに、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

ウ 法第 15 条により農林水産大臣が定める都道府県別漁獲可能量のうち本県に定められた数量に変更があった場合は、原則としてアに規定する配分比率に応じて当該期間別の知事管理区分に配分することとし、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

千葉県資源管理方針の八 5 (3) 抜粋

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 4 トンを本県の留保とし、残りを平成 27 年から平成 29 年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別の知事管理区分に案分する。

イ 期間別の知事管理漁獲可能量のうち期間内に消化されなかった数量は、本県の留保とし、当該留保は原則として獲り残した漁業の種類別の翌期の知事管理区分に配分する。

当初の留保のうち、おおむね 3 トンは、原則として、1 月以降において、漁業の種類別の知事管理漁獲可能量の 9 割を超えるおそれがあると認める時点で、アに規定する配分比率に応じて配分する。

留保を配分するときは、それぞれの知事管理漁獲可能量を変更するとともに、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。